

自動継続据置定期貯金規定

(令和3年4月1日現在)

1. (自動継続)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の据置定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (貯金の支払時期)

- (1) この貯金は、貯金の全額または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) この貯金（一部支払いをしたときはその支払い後の貯金残高。以下、同様とします。）の一部を支払うときは、預入日の6か月後の応当日（通帳または証書記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）から通帳または証書記載の最長預入期限の前営業日までの間に、1万円以上の金額で請求してください。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この貯金の一部が解約されたときはその残りの金額について、最長預入期限を満期日として引続き自動継続の取扱いをします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

4. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、継続時（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日まで変更後の約定利率を適用します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) 継続後の貯金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金しまたは元金に組入れます。
- (4) この貯金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (5) 第5条第1項により預入日（継続をしたときは最後の継続日）の6か月後の応当日前に解約